

住所異動等の手続きができる 休日臨時窓口を開設します！

引っ越しの多いこの時期（3月～4月）、住所異動等の窓口は大変混み合います。豊田市では、市民の方にスムーズに手続きを行っていただくため、下記の日程で臨時窓口を開設いたします。（混雑予想情報は裏面を参考にしてください。）

日 時 令和8年
3月28日（土）, 29日（日）
4月11日（土）
午前9時～午後3時
場 所 豊田市役所 南庁舎1階 市民課窓口
※駐車場は、南庁舎駐車場（地上、地下）を御利用ください。

なお、当日はマイナンバーカード休日窓口（南庁舎1階）で、以下の業務を取り扱っています。

■マイナンバーカードの申請・受取 ■電子証明書の更新 ■住所異動に伴う記載事項の変更

※ 受取、電子証明書の更新は完全予約制のため事前予約が必要です。

詳細・予約はこちらを御覧ください。⇒



取扱業務

臨時窓口（南庁舎1階）での取扱業務は次のとおりです。

★届出によって必要書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。（お問合せ先は裏面参照）

①住所異動（豊田市への転入、市外への転出（※1）、市内での転居など）の届出

- ◆国外からの転入などで他市町村等への確認が必要な場合は、お取扱いできません。
- ◆マイナンバーカードを利用した転出・転入（特例転出・転入）は、他市町村の開庁状況によりお取扱いできない場合があります。

②住所異動及び出生届に伴う児童手当、子ども医療費受給者証の申請

③印鑑登録・変更の申請

④戸籍に関する届出（出生届・婚姻届など）

- ◆受領扱いとなります。

⑤住民票、印鑑証明、戸籍・税関係などの各種証明書の交付

- ◆証明書の申請のみの方は、T-FACE A館7階の駅西口サービスセンターも御利用いただけます。
- ◆戸籍の広域交付、広域住民票の交付はお取扱いできません。

⑥住所異動に伴う国民健康保険に関する届出（国保年金課窓口）

- ◆他の機関に確認が必要な場合などは、お取扱いできません。

本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険資格確認書、在留カード等）を持参してください。

※1 転出届（豊田市から市外への引っ越し）は、オンライン上で手続きできます。（マイナンバーカードをお持ちの方のみ）

詳しくはホームページを御覧ください。

たいへん便利な機能ですので、ぜひともご使用ください。



●市民課窓口の混雑予想情報

『3月・4月の市民課窓口の混雑予想情報』

×:非常に混みあいます △:混みあいます ○:比較的空いています ★:臨時窓口

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	×	○	○	○	×	
8	9	10	11	12	13	14
	×	△	△	△	×	
15	16	17	18	19	20	21
	×	×	×	×		
22	23	24	25	26	27	28
	×	×	×	×	×	★
29	30	31				
★	×	×				

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			△	△	△	
5	6	7	8	9	10	11
	×	×	○	△	△	★
12	13	14	15	16	17	18
	×	○	△	△	△	
19	20	21	22	23	24	25
	×	△	○	○	△	
26	27	28	29	30		
	×	△		△		

引っ越しする人は届出を忘れずに ～届出期間と必要な書類～

○マイナンバーカードをお持ちの方は、持参してください。

区 分	届出が必要な場合	届出の期間	届出に必要な書類
転入届	他の市町村から豊田市へ住所を移したとき	住み始めた日から14日以内	・転出証明書(事前に転出手続が必要です。マイナンバーカードで手続した人は、転出証明書はありません。) ・本人確認書類 ・子ども医療の新規申請は子どもの保険資格確認書又は資格情報のお知らせ、児童手当の申請は受給者の振込口座のわかるものが必要
	国外から帰国したとき	帰国した日から14日以内	・パスポート(異動者全員分)、本人確認書類、世帯主との続柄が分かる立証資料(外国人のみ)、戸籍謄本、戸籍の附票など ・子ども医療、児童手当の申請は、前記と同じ
転居届	豊田市内で住所を移したとき	住み始めた日から14日以内	・本人確認書類 ・お持ちの方のみ:国民健康保険資格確認書、印鑑登録証、子ども医療費受給者証など (転居届については印鑑登録証の持参は不要です。)
転出届	豊田市から他の市町村へ住所を移すとき	引っ越しをする前	(国内に転出する場合は、オンライン上で手続できます。表面※1から市ホームページを参照してください。)
	国外へ出国するとき	国外へ行く前	

◇届出によって必要書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。(問合せ先は下表参照)

◇代理人が来庁する場合は、委任状が必要です。

◇外国籍の方は、在留カード又は特別永住者証明書(みなしカードを含む)を持参して住所異動の手続をしてください。

お問合せ先: 豊田市役所市民課 (南庁舎1階)

内 容	担当名	直通電話番号
①～②、⑥ 住所異動(転入、転出、転居など)に関する事	記録担当	0565-34-6768
③ 印鑑登録に関する事	印鑑担当	0565-34-6733
④ 戸籍届(出生届、婚姻届など)に関する事	戸籍担当	0565-34-6994
⑤ 住民票、印鑑証明、戸籍・税関係など各種証明書に関する事	支援・証明担当	0565-34-6625
マイナンバーカードに関する事	カード交付担当 (コールセンター)	0570-083-130